

市町村における要保護児童対策地域協議会の取組状況

○要保護児童対策地域協議会の開催状況

要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等に関し、関係者間で情報の交換や支援の協議を行う機関として、平成16年児童福祉法改正法において、法的に位置づけられました。

地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、支援対象児童等の早期発見や迅速な支援の開始のほか、関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける家庭にとってもより良い支援が受けられやすくなります。

(1) 開催市町村数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
代表者会議	28	32	30	28	30	30	29
実務者会議	29	30	31	29	31	31	31
ケース検討会議	32	31	32	32	32	32	31

① 代表者会議

地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備のほか、要保護児童等への理解や虐待防止対策に対する共通認識を醸成することを目的として、年に1～2回開催される。

② 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、対象とするすべてのケースについて、定期的な状況のフォロー、主たる支援機関の確認及び支援方針の見直しを行うほか、リスクの見落としや支援の放置等、重大事案につながる見逃しを防ぐため、概ね3カ月に1度開催され、総合的な進捗管理を行う。

③ 個別ケース検討会議

個別に支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

(2) 開催回数（令和元年度）

ア 代表者会議

開催回数	0回	1回	2回	3回以上	計
市町村数	3	30	1	0	33
割合	9.1%	90.9%	3.0%	0.0%	100.0%

イ 実務者会議

開催回数	0回	1回～3回	4回	5回以上	計
市町村数	2	11	17	3	33
割合	6.1%	33.3%	51.5%	9.1%	100%

ウ ケース検討会議

開催回数	0回	1回～11回	12回～23回	24回以上	計
市町村数	2	11	9	11	33
割合	6.1%	33.3%	27.3%	33.3%	100%